

特約事項

- 1 受注者は、当該業務により発生する特定建設資材廃棄物（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成12年政令第495号。以下「政令」という。）第1条に規定する建設資材（以下「特定建設資材」という。）が廃棄物になったものをいう。）については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）を遵守し、適正に処理しなければならない。
- 2 受注者は、当該業務が特定建設資材を使用する業務又は特定建設資材廃棄物を排出する業務のうち、政令第2条に規定する規模の建設工事を含む業務（以下「対象建設業務」という。）であるときは、建設リサイクル法第12条第1項の規定により、発注者に対し、対象建設業務の届出に係る事項について、書面を交付して説明しなければならない。書面の作成にあたっては、次の事項に留意すること。
 - (1) 「法第12条第1項に基づく書面」及び「法第13条及び省令第7条に基づく書面」により作成すること。
 - (2) 「法第13条及び省令第7条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用」は直接工事費とすること。
 - (3) 「法第13条及び省令第7条に基づく書面」中の「特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用」は、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。
- 3 平成15年7月14日以後に契約した対象建設業務については、次の措置を講じなければならない。契約の変更により対象建設業務となった場合も、また同様とする。
 - (1) 受注者は、業務着手前に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書（以下「再生資源利用計画書等」という。）を監督職員に提出しなければならない。
 - (2) 受注者は、当該対象建設業務のうち、約款第4条に規定する下請負契約または再委託契約を締結した場合には、下請負人または再受託者に対して告知書により、法第13条及び省令第7条に基づく書面の内容を告知しなければならない。
 - (3) 受注者は、再生資源利用計画書等に従い特定建設資材廃棄物が適正に処理されたことを確認し、業務完了時に再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。
 - (4) 当該業務により発生する特定建設資材廃棄物を処理する施設は、広島県が廃棄物処理法に基づき許可した施設であって、運搬費と受入れ費用（平日の受入れ費用とする。）の合計が最も経済的な施設を選択するよう努めなければならない。

ただし、建設資材廃棄物が破砕等（選別を含む。）により有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理するものとする。

有用物とは有価物たる性状を有するものをいい、客観的に利用用途に応じて適正な品質を有していなければならない。